| | | |
|---|---|---|
| Dwが一千トン以上二千トン未満 | | 航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が$1686.17Dw^{-0.488}\left(1-0.05\frac{Dw-1000}{1000}\right)$以下であること。 |
| Dwが一千トン未満 | | 航行時二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。 |
| 十一　自動車運搬船（Dwを Gtで除した値が〇・三未満であるものに限る。） | Dwが一万トン以上 | 航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が$663.306Dw^{-0.471}\left(\frac{Dw}{Gt}\right)^{-0.7}$以下であること。 |
| | Dwが一万トン未満 | 航行時二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。 |
| 十二　自動車運搬船（前号に掲げるものを除く。） | Dwが一万トン以上 | 航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が$1540.7355Dw^{-0.471}$以下であること。 |
| | Dwが一万トン未満 | 航行時二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。 |
| 十三　一般貨物船 | Dwが一万五千トン以上 | 航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が$75.236Dw^{-0.216}$以下であること。 |
| | Dwが三千トン以上一万五千トン未満 | 航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が$107.48Dw^{-0.216}\left(1-0.3\frac{Dw-3000}{12000}\right)$以下であること。 |
| | Dwが三千トン未満 | 航行時二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。 |
| 十四　前各号に掲げる船舶以外の二酸化炭素放出抑制対象船舶 | | 航行時二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。 |

備考

一　Dwは、載貨重量トン数

二　Gtは、総トン数

**第四条**　（略）

**第三条**　（略）

**附　則**

この省令は、令和四年十一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年一月一日から施行する。